

自動継続自由金利型期日指定定期預金規定

1.(預金の預入限度等)

この預金の預入額は1円以上300万円未満とします。

2.(自動継続)

この預金は、証書記載の最長預入期限に自動的に自由金利型期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を口座開設店(以下「当店」という。)に申し出てください。

3.(預金の支払時期等)

この預金は、第5条に基づき解約されない限り、次に定める満期日以後に支払います。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(証書記載の措置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。なお、この預金の全部または一部の支払の申し出があった日を満期日の指定があった日とみなします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定ください。

継続停止の申し出があり満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

継続停止の申し出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について引続き自動継続の取扱いをします。

4.(利息)

この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

1年以上2年未満 証書記載の「2年未満」の利率(以下「2年未満利率」という。)

2年以上3年以内 証書記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この預金を満期日前に解約する場合の利息の計算は、次条によります。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5.(預金の解約、書替継続)

この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。解約の際、場合により、本人確認書類の提示を求められることがあり、本人確認書類の提示がないときは、預金の解約をお断りすることがあります。

この預金の一部について解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当行に提出してください。

当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預

金は、満期日前に解約できません。

お客さまからの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合など当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

6か月未満 解約日における普通預金の利率

6か月以上1年未満 2年以上利率×40%（小数点第4位以下は切捨てます。）

6.（規定の変更等）

当行は、この規定を、預金者の利益に適合する場合、ならびに、法令の変更、システムの更改、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合に変更することができます。この場合、事前に、本規定を変更する旨、変更後の規定の内容および効力発生日を当行のホームページに掲載する方法その他の適宜の方法により周知することとし、効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取扱うものとします。ただし、預金者の利益に適合する場合の本規定の変更にかかる周知については、変更の効力発生日と同時または事後に行う場合もあります。

以 上

（2020年4月1日現在）